障がい者虐待防止のために

障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することは極めて重要です。

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」といいます。）が施行され、障がい者に対する虐待を発見した者は、市町村等に通報することが義務づけられました。

障がい者虐待を防止するためには、早期発見・早期対応が重要です。障がい者虐待と思われる事柄を見聞きしたら、下記窓口にご相談ください。

○虐待を受けたと思われる方が障害者手帳を持っているかは関係ありません。
○通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません（虚偽・過失の場合を除く）。
障害者虐待防止法が施行されます(厚生労働省ホームページ)

相談窓口　役場　福祉健康課　　電　話　０５８－３２３－１１１９
FAX　０５８－３２３－２１１４
E-Mail　fukushi@town.gifu-kitagata.ig.jp

岐阜県障害者権利擁護ｾﾝﾀｰ　電　話　０５８－２１５－０６１８
FAX　０５８－２１５－０６１９
E-Mail　gifu-syouken@poem.ocn.ne.jp